

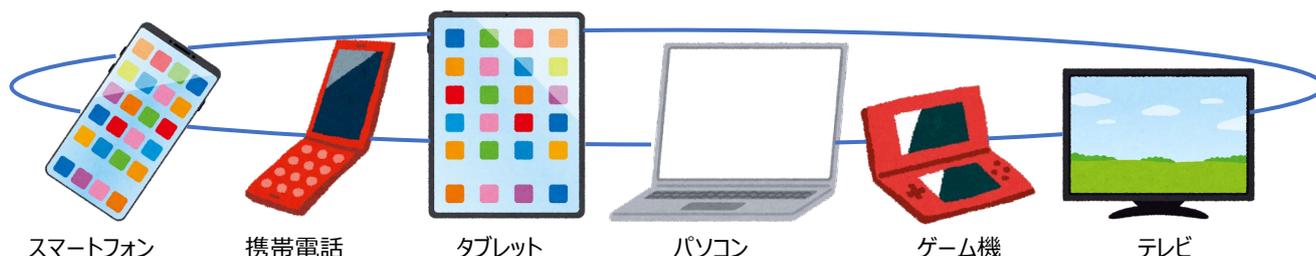


埼玉県マスコット「コバトン」

スマートフォンなどを利用したインターネットの危険性と保護者の役割について

1 インターネットについて理解しましょう

 インターネットとは、パソコン等のコンピュータを網の目のように世界中につなぎ、互いに情報交換ができる仕組み。



現在、スマートフォンの他、腕時計型の端末や家電製品等もインターネットに接続でき、インターネットは急速に進化しています。
保護者は、子供がどのような機器で、どのようにインターネットを利用しているのか把握しておく必要があります。

2 インターネット利用の危険性

インターネットが普及し、私たちの生活はとても便利で豊かになりました。その結果、インターネットは現代の生活において必要不可欠なものとなっています。一方、使い方を誤ると様々な問題が生じてしまいます。

<p>ネットいじめ</p> <p>ライン外しや既読スルーなど、ネットいじめが過去最多の21,900件に増加しています（※1）。 中傷や嫌がらせを書き込むことは許されません。軽い気持ちや不用意な書き込みも思わぬトラブルに発展する恐れがあります。</p>	<p>個人情報の流出</p> <p>ネット上に写真を載せたり個人情報を書き込むことはとても危険です。 例え一部の情報でも個人が特定され悪用されてしまいます。 ネット上に流出した個人情報は完全には消せません。</p>	<p>長時間の利用</p> <p>ネットを長時間利用すると、睡眠や学習時間が減ります。 視力低下や食欲減退など身体に影響が出る場合もあります。 また、コミュニケーション能力が身に付かないなど、望ましい成長を妨げます。</p>	<p>ネット依存</p> <p>厚生労働省の推計によると、ネット依存の疑いのある中高生は2012年度に約52万人だったのに対し、17年度には約93万人でした。（※2） ネット依存により、日常生活や健康に支障が生じます。</p>
<p>ながらスマホ</p> <p>スマホを操作しながら歩く「歩きスマホ」や自転車を運転する「ながらスマホ」は、視野が極端に狭くなったり周囲の音が認識しづらくなり、大変危険です。 自転車運転中のスマホの注視は法令で禁止されています。</p>	<p>高額課金・架空請求</p> <p>ネット上でのゲームアイテムの購入（課金）やショッピング、ゲーム・音楽などのダウンロードをし過ぎると高額になります。 また、サイト（※3）により商品が届かない架空請求の被害にあう場合もあります。</p>	<p>有害情報・危険サイト</p> <p>ネット上には、アダルトサイトや子供に見せたくない写真や動画、危険ドラッグ・違法薬物の誘い、振り込め詐欺の受け子の手帳など、子供にとって有害な情報が溢れています。</p>	<p>なりすまし被害</p> <p>ネット上の個人情報などを無断で利用し他人のアカウント（※4）を作成して本人になりすます者がいます。その者により中傷を書かれたり、不正にアプリ（※5）を取得されたり、詐欺行為をされる被害が発生しています。</p>

※1 文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」令和4年10月より

※2 厚生労働省研究班調査2017年度より（約6万人の実態調査の回答からの推計）

※3 ウェブサイトの略

※4 インターネット上の様々なサービスやコンピュータそのものにログインするための権利

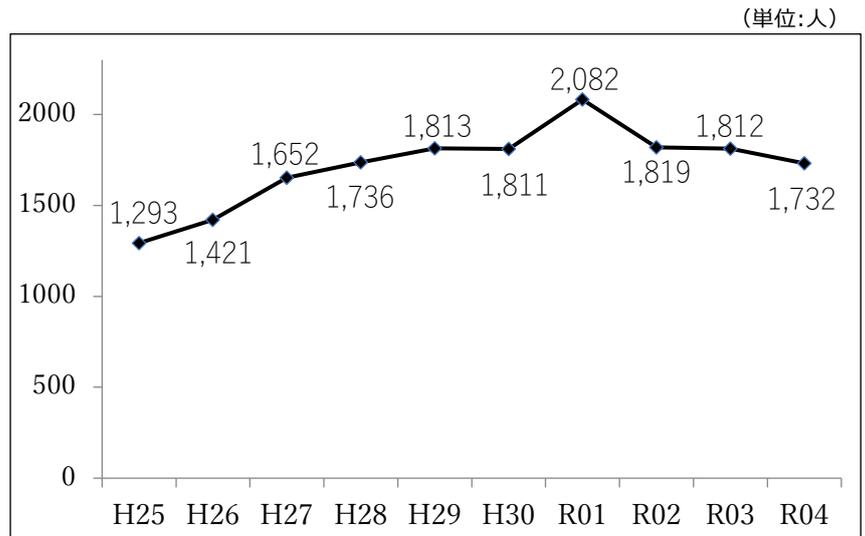
※5 アプリケーションの略

SNS に起因する犯罪被害が増加



SNS での子供たちの犯罪被害が増加

- ・ 令和 4 年における SNS に起因する被害児童数は、1,732 人であり、前年からは 4.4% 減少したもののおおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移。
- ・ 被害児童のほとんどがスマホを使って SNS にアクセス。
- ・ 被害児童の約 9 割がフィルタリング(※6)を利用していない。
- ・ 被疑者と知り合うきっかけとなった被害児童の投稿は、「プロフィールのみ」や「趣味・思考」、「友達募集」、「日常生活」、「オンラインゲーム友達募集」が半数以上を占める。



SNS に起因する事犯の被害児童数 (18 歳未満) の推移
令和 4 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況・令和 5 年 3 月 (警察庁)

子供が犯罪の加害者に

インターネットの不適切な利用により、子供たちが犯罪**加害者**になることもあります。子供たちの情報モラルを高め、インターネットを適正に利用できるよう家庭や学校で指導する必要があります。

<以下の行為(事例)は全て犯罪で処罰の対象です>

- 1 他人を侮辱する内容や個人情報等をネットに書き込む
- 2 他人に「なりすまし」てネットで誹謗・中傷
- 3 他人のオンラインゲームに不正にアクセスして課金
- 4 交際相手にふられた仕返しに性的な写真をネットに公開
- 5 ネット上での爆破予告や個人の脅迫
- 6 コンピュータウイルスを作成しネットに公開
- 7 不適切な動画や写真をネットに公開
- 8 音楽や漫画、雑誌などの違法なダウンロード・アップロード

- | | |
|----------|------------|
| 脅迫罪 | 名誉棄損罪 |
| 侮辱罪 | 不正アクセス禁止法 |
| 詐欺罪 | リベンジポルノ規制法 |
| 恐喝罪 | 児童ポルノ禁止法 |
| 著作権法 | ストーカー規制法 |
| 威力業務妨害など | |



子供のインターネット利用時間は増加傾向

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減(R3→4)
小学生	129.1 分	146.4 分	207.0 分	213.7 分	+ 6.7 分
中学生	176.1 分	199.7 分	259.4 分	277.0 分	+ 17.6 分
高校生	247.8 分	267.4 分	330.7 分	345.0 分	+ 14.3 分



- ・ 中学生の 36.7%、高校生の 50.2%が「5 時間以上」利用。学校種が上がるとともに利用は長時間となっています。
- ・ 利用内容の内訳 (上位)

- | | | | | |
|------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 小学生 | ①動画視聴(88.1%) | ②ゲーム(86.2 %) | ③検索 (74.1%) | ※勉強等(70.0%) |
| 中学生 | ①動画視聴(93.9%) | ②検索(87.4%) | ③ゲーム(84.9%) | ※勉強等(71.2%) |
| 高校生 | ①動画視聴(96.2%) | ②検索(91.2%) | ③音楽鑑賞(91.0%) | ※勉強等(75.6%) |

令和 4 年度青少年のインターネット利用環境実態調査 令和 5 年 3 月 (内閣府)

※6 インターネット上の有害情報 (成人向けサイトや暴力描写、出会い系等) が含まれたサイトを選別し、閲覧できないようにするサービス。

スマートフォンの所持率は年々上昇

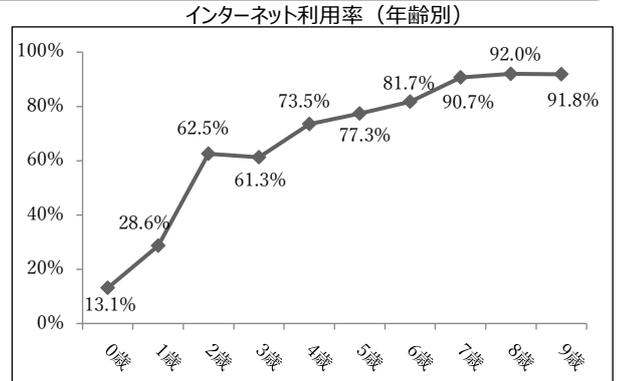
- 自分専用のスマートフォンを持っていると回答した児童生徒の割合（R03）

小 6 66.6%（R1 59.7%） 中 2 87.2%（R1 84.8%） 高 2 98.8%（R1 98.7%）

令和3年度児童生徒におけるスマートフォン等の利用状況等に関する調査（県教育局生徒指導課）

低年齢（0～9歳）におけるインターネット利用がますます進行

- 低年齢の子供の74.4%（R3年74.3%）がインターネットを利用
- 年齢が上がるとともに利用率も高くなる傾向があり、2歳で6割、7歳で9割を超える
- 12歳以上は、約99%がインターネットを利用
- 利用内容の上位
①動画視聴(93.4%) ②ゲーム(60.6%)
- 利用機器の上位
①テレビ(48.1%) ②PC・タブレット(38.1%) ③ゲーム機(32.5%)
- 平日1日あたりの平均利用時間121.9分（R3年110.2分）



令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査・令和5年3月（内閣府）

3 子供の安全利用のために必要なこと ～保護者の役割～

子供に持たせる時は段階的に

- 保護者はインターネットの危険性を理解し、正しく使い子供にお手本を示しましょう。
- 子供が使用するスマホは、保護者が購入し利用料金を払う「保護者の持ち物」です。持たせる際は利用目的を明確にしましょう。
- 年齢や発達段階に応じて使わせましょう。使いこなす力がついてきたら、徐々に利用範囲やサービスを拡大しましょう。
- 利用状況をこまめに確認しましょう。

未就学児の保護者の皆様へ



スマホ越しに育児をしていませんか？

言葉や表情のキャッチボールが子供の愛着や信頼感を育みます。子供と一緒に時はスマホに熱中しないようにしましょう。



スマホやゲーム機、子供一人で遊んでいませんか？

インターネットに関する正しい知識の定着のため、親子で一緒に体験し、話し合しましょう。



子供の遊びがスマホやゲーム機に偏っていませんか？

乳幼児期は五感を育む大切な時期です。様々な道具遊びや身体を使った遊びをたくさん経験させましょう。

小学生の保護者の皆様へ



小学生がインターネットで最も利用するのはゲームです

スマホに限らず、ゲーム機や音楽プレーヤーなどもインターネットで見知らぬ人とつながる危険性があります。



ネットトラブルは小学生でも起こります

小学生は未熟ゆえにネット上のやりとりにも危うさが見られます。現実社会で許されないことはネット上でも許されません。



基本的な生活習慣は定着していますか？

低年齢層におけるネット依存が進行しています。運動・睡眠・栄養のバランスは、育ちざかりの子供にとって大切です。

中学生の保護者の皆様へ



利用目的を確認してからスマホを与えていますか？

中学生になるとスマホを欲しがることが多いようです。与える際は「利用目的」や「欲しい理由」をしっかりと確認しましょう。



児童買春・児童ポルノ被害は13歳から増加します

「危険なサイトを見ない」「ネット上で知り合った人と会わない」といった指導が必要です。



いじめる側にもいじめられる側にもさせないように

いじめは絶対にしてはいけない行為です。ネットにつぶやく言葉の重さを理解させましょう。

高校生の保護者の皆様へ



「目立ちたい」「人気者になりたい」は危険な気持ちです

ネットへの投稿は容易に消せません。安易な投稿で、進学や就職、結婚など、子供の人生を台無しにしてしまう恐れがあります。



高校生はSNSのヘビーユーザーです

SNSへの投稿やメッセージのやりとりを気にし過ぎるあまり、長時間の利用、そしてネット依存につながる危険があります。



親子で気軽に話せる信頼関係を構築していますか？

交友関係や行動範囲が広がり、親の目が届かなくなるのが高校生です。何かあった時こそ親子の信頼関係が不可欠です。

家庭のルールを子供と一緒に決めましょう

🐧 ルールづくりのポイント

1 親子（家族）で話し合い決める	・押しつけではなく、子供が納得して、守ることができるルールづくり
2 具体的なルールに	・守っているのかわかる曖昧にならないように ・抜け道をつくらない
3 定期的にルールを見直す	・発達段階や交友関係の広がりに合わせてルールを変更
4 守れなかった時のルールも考える	・1～3を改めて確認した上で、罰則でなく「守れなかった時にどう責任を取るのか」という責任感や規範意識を醸成
5 困ったり、何かあったらすぐに大人に相談する	・決めたら終わりではなく「始まり」 ・決めた後の保護者の見守りが大事

- ・ 利用時間や使う場所、使う場面、使う機器の機能、利用の上限、ルールを守れなかった時など、項目ごとに考えてみましょう。
- ・ 社会にある様々なルールやマナーはインターネット上でも同様です。ルール等を理解し、トラブルを未然に防ぐ可能性を高めましょう。

ペアレンタルコントロール（保護者による見守り）をしましょう

🐧 フィルタリングサービスの利用

「保護者は、携帯電話を18歳未満の青少年が使用する場合には、その旨を申し出る義務」が、「携帯電話事業者は、原則としてフィルタリングサービスを提供する義務」が定められています。（青少年インターネット環境整備法）

携帯電話会社から提供されている「あんしんフィルター」または、各社提供のフィルタリングサービスを利用しましょう。

携帯電話事業者	Android		iOS (iPhone/iPad)	
	Web	アプリ	Web	アプリ
ドコモ、KDDI (au)・UQ、ソフトバンク・ワイモバイル	あんしんフィルター (※7)		あんしんフィルター	スクリーンタイム
その他の携帯電話事業者 (いわゆる“格安スマホ”、“格安SIM”の事業者)	各事業者が提供するフィルタリングサービス もしくは、各種フィルタリングアプリ等			

※7 Android 端末の一部の機種では、あんしんフィルターではなく、OSの機能や他のアプリなどを使用する必要があります。

総務省「上手にネットと付き合う！」より抜粋

🐧 保護者による使用機器本体の機能制限の設定

保護者がPCやスマートフォン等機器本体の設定を変更することで、年齢による閲覧制限や取得できるアプリの制限が可能です。（アプリの導入が必要な場合があります。詳細はサービス提供各社のホームページ等を御確認ください。）

- ・ iPhone/iPad 機能制限の利用方法
設定>スクリーンタイム>休止時間、App 使用時間の制限等を設定。
- ・ Android (アンドロイド) の機能設定の利用方法
GooglePlayストアのメニューアイコン> 設定> 「ファミリー」内の保護者による使用制限を on> 暗証番号作成後、制限内容を設定。

困った時は専門機関に相談しましょう

いじめや不登校、学校生活等	県立総合教育センター「よい子の電話教育相談」 毎日 24 時間 保護者用 048-556-0874 (こころおはなし) 子供用 #7300 又は 0120-86-3192 (ハローさいごに) Eメール相談 soudan@spec.ed.jp (Eメールの受信確認は平日9時～17時)
インターネットを使った犯罪	けいさつ総合相談センター #9110 又は 048-822-9110 24時間受付 (夜間及び土曜日・日曜日・祝日・年末年始は当直対応)
架空・不当請求の相談	消費者ホットライン (近くの消費生活相談窓口を案内) 188 (いやや!)
インターネット上の有害情報	違法・有害情報相談センター https://ihaho.jp
いじめや友達、どんなことでも	子どもスマイルネット ※原則18歳未満対象 048-822-7007 毎日10時30分～18時、祝日・12/29～1/3 除く